

令和4年度二十歳（はたち）のつどい（令和5年1月8日開催） 案内はがき・式次第への広告掲載仕様書

1 広告媒体

「二十歳（はたち）のつどい」開催事業の運営にあたって、表1に記載するものを広告媒体とする。

【表1：広告媒体、期間および枚数】

項番	媒体の種類	使用期間	枚数
(1)	案内はがき	令和4年度 (11月下旬頃郵送)	約2,600枚 (11月上旬確定)
(2)	式次第	令和5年1月8日 (式典開催当日)	約2,600枚

※レイアウトについては第5項に準拠

2 広告媒体の対象

(1) 案内はがき

秋田市に住民登録（令和4年10月31日現在）のある20歳の者
（平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者）

(2) 式次第

当日の式典参加者

3 広告印刷の仕様

(1) 案内はがき

ア 広告の掲載サイズについては、縦（短辺）30ミリ×横（長辺）100ミリ以内とする。

イ 広告面は4色刷りとする。

ウ 印刷作業は、広告原稿を基にはがき作製の受注業者が行い、成果品の内容および品質の確認においては、本件契約者が立ち会うこととする。

(2) 式次第

ア 広告の掲載サイズについては、縦（短辺）30ミリ×横（長辺）180ミリ以内とする。

イ 広告面は1色刷りとする。

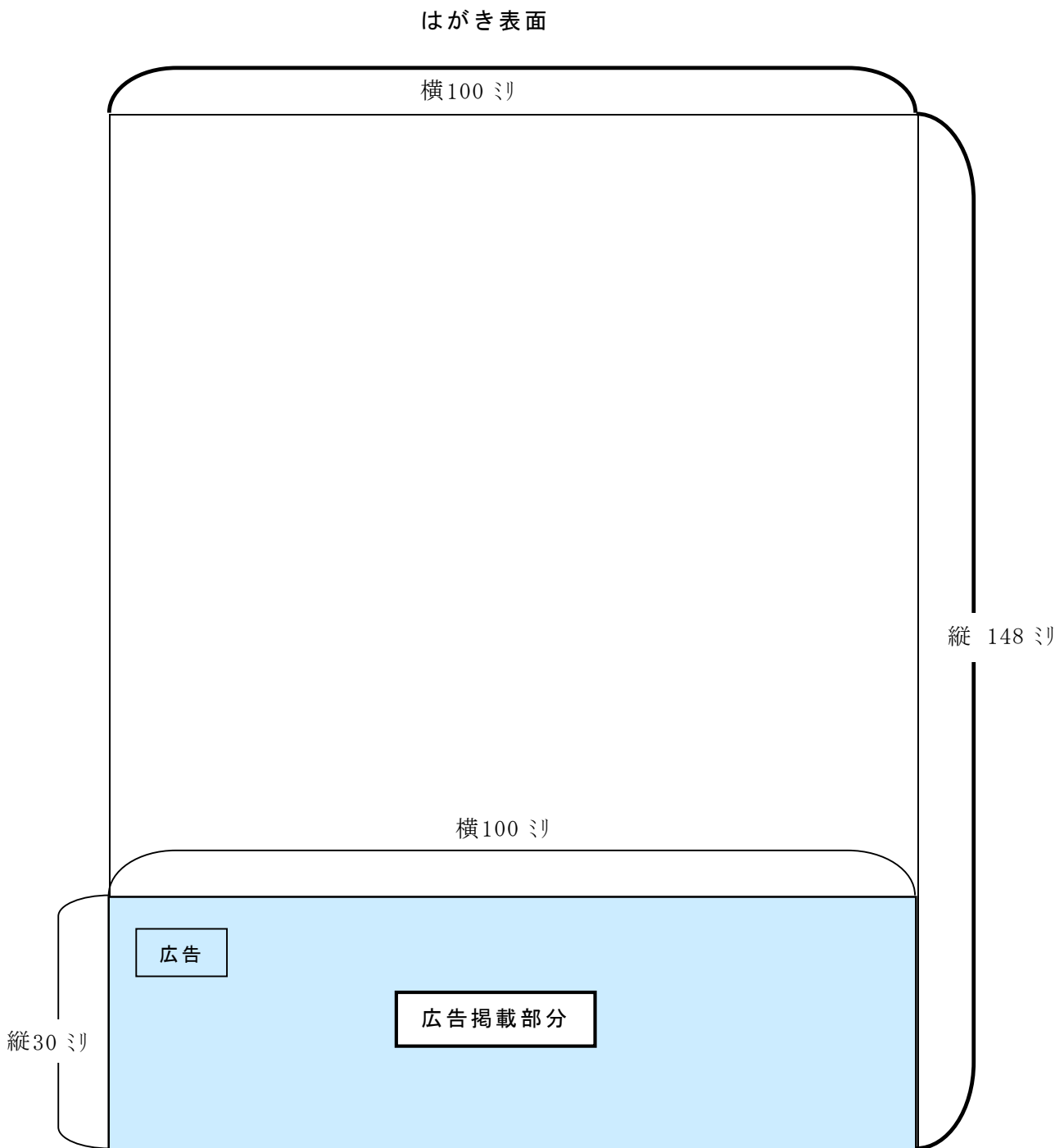
ウ 印刷作業は広告原稿を基に生涯学習室が行い、成果品の内容および品質の確認においては、本件契約者が立ち会うこととする。

4 広告に関する制約

- (1) 本書に特に定めのない事項については、秋田市広告掲載要綱第4条ならびに秋田市広告掲載基準第5条および第6条によるものとする。
- (2) 広告枠内には、「広告」と囲み文字（11ポイント以上）で表示すること。

5 広告の規格（レイアウト）図

(1) 案内はがき

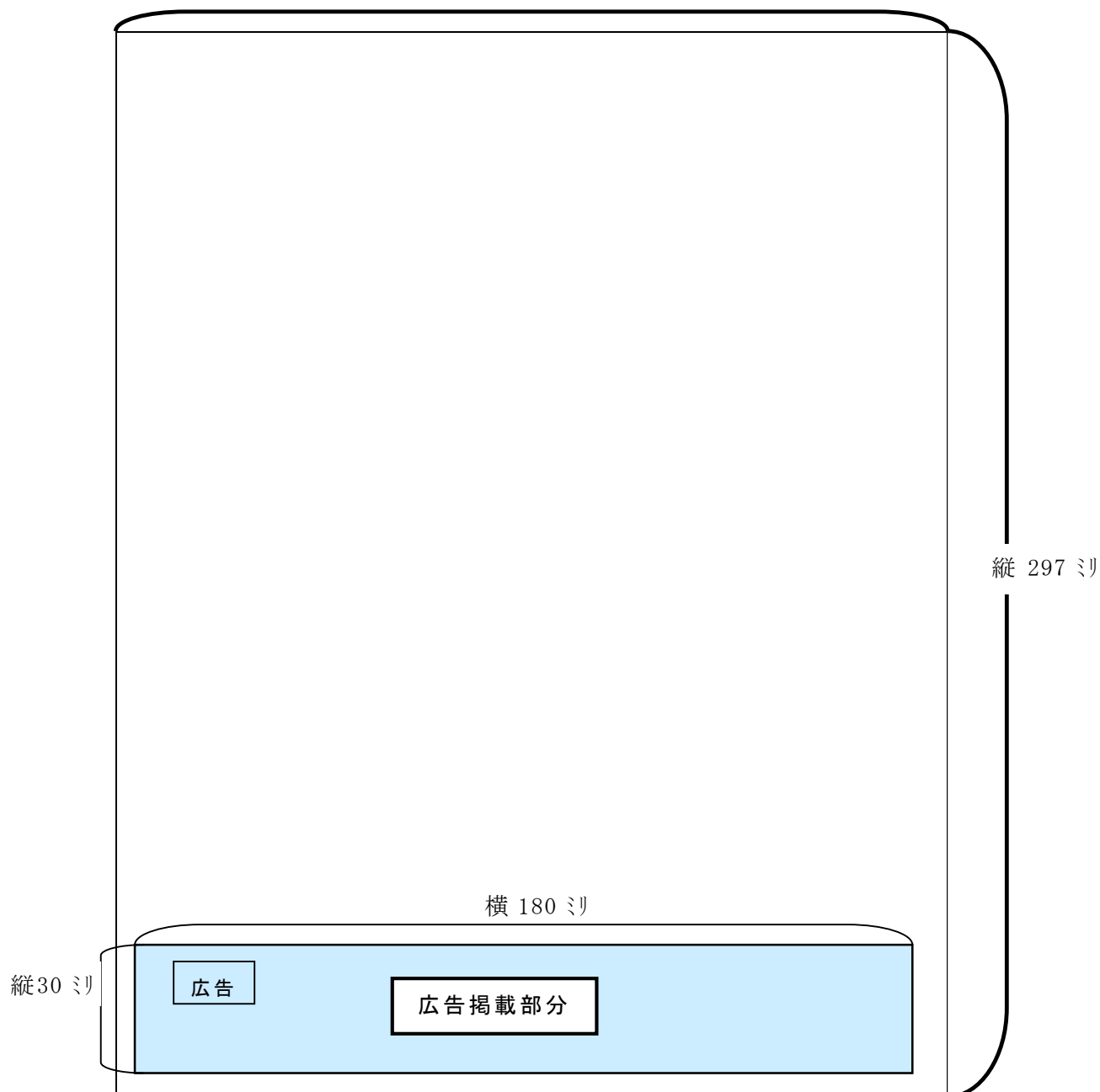


※広告掲載部分の左右および下の縁については、印刷の都合上、1 mm 程度の誤差が生じる場合がある。

(2) 式次第

式次第表面 (A4)

横 210 ミリ



6 特記事項

新型コロナウイルス感染症の影響等により、業務の一部を変更又は全部若しくは一部を中止することがある。